

生殖補助医療治療費補助金 Q&A (R7.4)

Q1. 生殖補助医療治療費補助の改正はいつの治療から対象になりますか。

A1. 令和7年4月1日以降に開始した治療が対象となりますので、令和7年3月31日までに開始した治療で対象となるのは、初めて胚移植を伴う生殖補助医療をされた場合のみです。

Q2. 改正された内容はどんなことですか。

A2. ① 対象となる治療範囲の変更

- ・体外受精・顕微授精のうち、採卵を伴う移植にかかる一連の治療（A・B）に加え、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を行った場合（C）も対象となります。

② 補助回数の変更

- ・初めての治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は1子ごとに6回まで、初めての治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は1子ごとに3回まで補助を受けられるようになりました。

③ 補助金額

- ・初回の治療に対して自己負担額のうち上限15万円（変更なし）、2回目以降の治療に対して自己負担額のうち上限3万円を補助します。

※生殖補助医療を受けて出産（妊娠12週以降の流死産を含む）し、新たに治療を始めた場合の補助金額は上限3万円です。

Q3. 生殖補助医療治療費補助金は、どんな治療が対象になりますか。

A3. 胚移植を伴う生殖補助医療（体外受精・顕微授精）で、主治医が治療計画を作成した日等から妊娠の確認に至るまでの一連の治療が対象となります。

※保険診療および保険診療併用可能な先進医療に限ります。

※妊娠の有無は問いません。

Q4. **治療前**に何か手続きが必要ですか。

A4. ・健康保険証で受診する場合……ご自身が加入している公的医療保険機関で限度額適用認定証を交付してもらおう。

- ・マイナ保険証で受診する場合…マイナポータルより、健康保険証情報を限度額適用区分が妻本人のものと確認できる形で印刷しておく。

限度額適用認定証または限度額適用区分がわかるものは、初回治療分の補助金申請の際に必要となりますので申請時にご持参ください。

Q5. 限度額適用認定証の交付を受けずに治療を始めましたが、補助金の申請は可能ですか。

A5. 可能ですが、限度額適用区分がわかるものが必要です。

限度額適用認定証をご自身が加入している公的医療保険で交付してもらうか、マイナポータルより保険証情報を（限度額適用区分が妻本人のものと確認できる形で）印刷し、補助金申請の際にご持参ください。

※医療機関へ「限度額適用認定証」を提示せずに受診し、限度額以上に医療費を支払った場合、後日公的保険から返還してもらうことが可能なため、補助金はその部分を差し引いてのお支払いとなります。（補助金額は限度額適用認定証を参考に豊橋市で算出したものになります。）

Q6. 1人目の時に生殖補助医療（体外受精・顕微授精）を受け、今回、2人目でも治療を考えているのですが、対象になりますか。

A6. 対象になります。補助金額は自己負担額のうち上限3万円です。また、保険診療および保険診療と併用できる先進医療に限ります。

Q7. 相談する専門窓口はどのようなところがありますか。

A7. こども保健課内に不妊や不育について専門的な相談ができる窓口があり、随時相談に応じるため、補助金申請と同時に相談することもできます。詳細はホームページをご覧ください。